

【質問・回答】

案件名 バスターミナル待合室電燈一式で使用する電力

2026/8/6 11:59 質問

No. 1

No.	質問内容	回答
1	燃料費等調整制度について開札日時点で、当該地域の旧一般電気事業者が公表している最新の約款（以下、みなし小売約款）に基づいた算定方法を契約期間中適用する認識でよろしいでしょうか。また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますが、よろしいでしょうか。	燃料費（等）調整単価は、入札時ではなく、電力を利用した各月の、みなし小売電気事業者の約款及び単価を適用してください。 なお、入札時と約款が変更になった場合は、別途協議をすることができます。
2	供給期間終了までの間に、燃料費等調整制度の見直しを行う際には、算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	契約書（案）第12条各項に記載のとおり、契約単価等を含めて、契約の全部又は一部を変更することができます。
3	弊社では使用電力量が0kWhの場合は、基本料金の半額をお支払いただきます。 最低月額料金は設けておりませんがご了承くださいませでしょうか。	御社が落札された場合には、協議させていただきます。
4	契約期間中に建て替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等契約に影響するような工事の予定はございますか。 そうした事由が発生した場合、協議により、単価の見直しは可能でしょうか。	建て替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等契約に影響するような工事の計画はありません。 そうした事由が発生した場合、協議させていただきます。